

## ○笠岡市まちづくり協議会条例

## (目的)

第1条 この条例は、笠岡市自治基本条例(平成20年条例第11号)に基づき地域の多様な主体が協働して地域の社会課題解決の活動に取り組むためにまちづくり協議会に関する必要な事項を定めることにより、豊かで活力ある持続可能な地域社会の実現に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、又は市内で働き、学び、若しくは活動する個人、法人、その他の団体をいう。
- (2) まちづくり 地域の社会課題の解決を図り活力ある住みやすい地域社会を形成することをいう。
- (3) まちづくり協議会 地域の多様な主体が協働して地域の社会課題解決の活動に取り組む組織をいう。
- (4) まちづくり計画 地域に居住する住民等の合意に基づき、地域ごとの特性を活かした地域の将来像、まちづくりの基本方針及び短期・中期・長期事業をとりまとめた計画をいう。

2 この条例において「協働」とは共通する目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を負い、協力することをいう。

3 この条例において「多様な主体」とは、第1項に規定するまちづくり協議会、地縁による団体、市民活動団体、事業者、学校、公民館等地域の社会課題解決に関する取組を行う全ての個人及び団体並びに市をいう。

## (協働の基本原則)

第3条 多様な主体が協働してまちづくりを進めるにあたっての基本原則は次に掲げるとおりとする。

- (1) 相互理解の原則 相手の立場を尊重し、相手との違いを認め、互いに理解し合うこと。
- (2) 目的共有の原則 解決すべき課題が何か等、協働する目的を明確にし、共有すること。
- (3) 対等の原則 相互の役割分担について、合意により決定し、活動の場において対等な協力関係を形成すること。

(4) 自主性及び自立性尊重の原則 互いに依存することなく、不当に干渉することなく、自主性及び自立性を尊重して行動すること。

(5) 公開の原則 常に相互の関係及び協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、自主的にまちづくりに取り組むとともに多様な主体と適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

(まちづくり協議会の役割)

第5条 まちづくり協議会は多様な主体の連携と協働により、まちづくり計画にもとづいた地域の社会課題解決に取り組むものとする。

(多様な主体の役割)

第6条 多様な主体の役割は、地域社会の発展に資するよう、その特性を生かし、協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

2 多様な主体はその活動する分野における知識及び経験を活用して、まちづくり協議会の運営及び活動に積極的に参画し、又は連携するよう努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、第3条に規定する基本原則に基づいたまちづくりを推進するために必要な環境整備に努めるものとする。

(まちづくり協議会の区域)

第8条 おおむね次に掲げるいずれかの区域を単位とする。

(1) 笠岡市立中学校及び小学校に関する条例（昭和39年笠岡市条例第37号）別表に規定する小学校の通学区域

(2) 笠岡市立公民館条例（昭和54年笠岡市条例第38号）別表第1第2項に規定する地区公民館が管轄する区域

(3) 笠岡市行政協力委員規則（昭和42年笠岡市規則第14号）第5条第1項に規定する行政協力委員長が管轄する区域

2 前項の規定にかかわらず、その区域が地域の実情に合わない場合で、区域の変更がまちづくり協議会の活動の促進に寄与すると認められるときは、まちづくり協議会の申出のもと、市とまちづくり協議会とが協議の上これを変更することができる。

(まちづくり協議会の要件)

第9条 まちづくり協議会は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

(1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。

(2) まちづくり協議会の代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されていること。

2 まちづくり協議会を設立し、及びその代表者を選出したときは、市長に届け出るものとする。その届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

(まちづくり協議会の構成員)

第10条 まちづくり協議会は、次の者を構成員とする。

- (1) その地域に居住する者
- (2) その地域で活動する地縁による団体、市民活動団体等各種団体
- (3) その地域で事業を行う個人又は法人、通学者、通勤者

(まちづくり協議会の事業)

第11条 まちづくり協議会は、主に次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 地域課題の解決、地域振興及び住民交流に関する事業。
- (2) 地域住民の福祉に寄与する事業
- (3) 交通安全及び防犯に関する事業
- (4) 環境及び景観の保全に関する事業
- (5) 児童及び青少年の健全育成に関する事業
- (6) 地域文化の継承及び創出に関する事業
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関する事業
- (8) 防災訓練及び防災に関する事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地域の発展に寄与する事業

(活動の制限)

第12条 まちづくり協議会は次の各号に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 宗教の協議を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対する活動

(まちづくり計画の策定)

第13条 まちづくり協議会は、地域の特性に応じたまちづくりを継続的かつ計画的に実施するため、まちづくり計画を策定するものとする。

(まちづくり計画の尊重)

第14条 市は、まちづくり協議会が策定するまちづくり計画を尊重するものとする。

(市の支援体制)

第15条 市は、まちづくり協議会によるまちづくり計画に基づいた取組が円滑に進むよ

う、まちづくり協議会に対し必要な支援を行うものとする。この場合において、市は、まちづくり協議会の自主性及び自立性を尊重するものとする。

2 市は前項の支援を行うにあたり、まちづくり協議会と市行政に協力する各種団体とが連携を深め、相互補完関係を築くよう働きかけを行うものとする。

3 市は、協働のまちづくりを推進する施策の実施に当たっては、関係部局間の連携を図らなければならない。

(魅力あるまちづくり交付金の交付)

第16条 市長は、まちづくり協議会の財政支援として、まちづくり協議会に魅力あるまちづくり交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(交付金の額)

第17条 交付金の額は予算の範囲内とし、交付金の交付申請及び交付に係る手続きは別に要綱で定める。

(情報公開等)

第18条 まちづくり協議会はその活動に関するすべての書類を事務所に備え付けることとし、情報公開に努めるものとする。

(運用方法)

第19条 市は、協働のまちづくりを推進するにあたり、「笠岡市協働のまちづくりの手引き」（以下「手引き」という。）を定めるものとする。

2 前条に定める手引きは、協働のまちづくりの推進状況及び社会状況の変化等に照らし、見直すこととする。

(その他)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和●年●月●日条例第●号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。